

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規
則(耕地課)
- ◇告 示 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
土地改良区の役員の退任()
- ◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇教委規則 鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(高
等学校課)
- ◇教委告示 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則()
- ◇人委規則 平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数()
- ◇公 告 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等
の範囲を定める規則の一部を改正する規則(職員課)
改良普及員資格試験の実施(経営指導課)
土地収用法による審理の開始(管理課)
交通誘導警備に係る検定の実施(生活安全企画課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施(管理課)
- ◇正 誤 平成十一年六月十一日付鳥取県告示第四百三三号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

一 中山間地域総合農地防災事業において受益者から徴収する各年度の分担金の額を、工事費の百分の一に相当する額及び事務費の百分の十一に相当する額の合算額とすることとした。(別表第一関係)

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十四号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第八号を第九号とし、第七号の次に次のように加える。

八 中山間地域総合農地防災事業

工事費の百分の一に相当する額及び事務費の百分の十一に相当する額の合算額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十一年八月十七日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 申請のあった年月日
平成十一年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県断酒会
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤井 和雄

四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県西伯郡淀江町大字淀江六六〇一

五 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意に依る断酒を實行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 沖 忠勝 倉吉市上井三八九
- 〃 山口 文雄 倉吉市上余戸二六七
- 〃 河島 忠孝 倉吉市伊木四九
- 〃 八渡 吉永 倉吉市上余戸二二〇一三
- 〃 河嶋 延勇 倉吉市伊木一四二
- 〃 中井 岩雄 倉吉市下余戸二九
- 〃 牧田 邦男 倉吉市山根三二六
- 〃 砂原 寿一 倉吉市上井町二丁目七―八
- 〃 高見 峯 倉吉市山根六七〇

〃 伊藤 幸長 倉吉市福庭一一〇五
 〃 前野 正義 倉吉市八屋三四
 〃 福井 千秋 倉吉市福庭一九三
 〃 福井 永康 倉吉市八屋一六三
 〃 福田 堯 倉吉市山根四四四一六
 〃 徳丸 美英 倉吉市福庭一一一五
 〃 角 輝夫 倉吉市海田東町五八一
 監事 福井 篤 倉吉市上井三四八一二
 〃 涌嶋 孝人 倉吉市上余戸一三五
 平成十一年五月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 八渡 吉永 倉吉市上余戸二二〇一二三
 〃 山口 文雄 倉吉市上余戸二六七
 〃 中井 岩雄 倉吉市下余戸二九
 〃 伊藤 英男 倉吉市下余戸七一
 〃 福井 永康 倉吉市八屋一六三
 〃 矢木 康雄 倉吉市八屋五六
 〃 涌嶋 清吉 倉吉市伊木一四二一二
 〃 田中 哲也 倉吉市伊木六九
 〃 福田 堯 倉吉市山根四四四一六
 〃 牧田 邦男 倉吉市山根三二六
 〃 高見 峯 倉吉市山根六七〇
 〃 沖 忠勝 倉吉市上井三八九
 〃 砂原 寿一 倉吉市上井町二丁目七一八
 〃 中澤 均 倉吉市海田東町五三
 〃 徳丸 美英 倉吉市福庭一一一五

〃 福井 千秋 倉吉市福庭一九三
 〃 伊藤 幸長 倉吉市福庭一一〇五
 監事 網本 武夫 倉吉市下余戸二二〇一一
 〃 福井 堯二 倉吉市伊木八五
 〃 福井 篤 倉吉市上井三四八一二
 平成十一年五月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県知事 片山善博

退任した役員の氏名及び住所

監事 赤井 進 西伯郡会見町井上六八三
 平成十一年五月二十九日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表鳥取医療生協鹿野温泉病院の項の次に次のように加える。

老人保健施設しかの苑

気高郡鹿野町大字今市八〇

教育委員会規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「鳥取県公立高等学校」を「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十条第一項の規定に基づき、鳥取県立高等学校」に、「（以下「学区」という。）」に改める。この規則の定めるところによる」を「を定めるものとする」に改める。

第二条に見出しとして「（通学区域）」付し、同条中「全日制課程、定時制課程及び専攻科の学区は、それぞれ次」を「通学区域は、別表」に改め、同条各号を削る。

第三条を次のように改める。

（通学区域外の就学）

第三条 前条の規定にかかわらず、教育長が適当と認める事情を有する者については、通学区域外にある高等学校に就学することができる。

第四条から第六条までを削る。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

専攻科	定時制課程	区 分		通 学 区 域	
		総合学科	普通学科		
		専門教育を主とする学科	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 由良育英高等学校 赤碓高等学校 米子東高等学校 米子西高等学校 境高等学校 根雨高等学校	鳥取東高等学校 鳥取西高等学校 岩美高等学校 八頭高等学校 青谷高等学校	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡並びに東伯郡のうち泊村 倉吉市及び東伯郡並びに気高郡のうち青谷町及び西伯郡のうち中山町 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡並びに東伯郡のうち赤碓町
		県全域	県全域	県全域	

備考 全日制課程普通学科のうち教育委員会が別に定める高等学校のコースに係る通学区域は、県全域とする。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表鳥取商業高等学校の項中

二八〇人	二〇〇人	八〇人	二四〇人	八〇人
------	------	-----	------	-----

を

三二〇人	一六〇人	四〇人	二四〇人	一六〇人
------	------	-----	------	------

に改

め、同表八頭高等学校の項中

普通学科	普通科	三年	一、〇八〇人
家庭学科	生活デザイン科	三年	一二〇人

を

普通学科	普通科	三年	一、〇〇〇人
家庭学科	生活デザイン科	三年	八〇人
国際英語学科	国際英語科	三年	四〇人
理数学科	理科	三年	四〇人

に改め、同表智頭農林高

<table border="1"> <tr> <td>六〇人</td> <td>〇〇人</td> </tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>二〇〇人</td> <td>三三〇人</td> </tr> </table> に改め、同表倉吉西高等学校の項中「六八〇人」を「六	六〇人	〇〇人	二〇〇人	三三〇人	<table border="1"> <tr> <th>科</th> <th colspan="4">科</th> <th>科</th> </tr> <tr> <td>生活デザイン科</td> <td>環境科学科</td> <td>森林科学科</td> <td>園芸科学科</td> <td>生活科学科</td> <td>木材加工科</td> </tr> <tr> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> </tr> <tr> <td>四〇人</td> <td colspan="3">八〇人</td> <td>七六人</td> <td>一六〇人</td> </tr> </table> に改め、同表青谷高等学校の項中	科	科				科	生活デザイン科	環境科学科	森林科学科	園芸科学科	生活科学科	木材加工科	三年	三年	三年	三年	三年	三年	四〇人	八〇人			七六人	一六〇人	等学校の項中 <table border="1"> <tr> <th colspan="4">農業学科</th> </tr> <tr> <td>生活科学科</td> <td>木材加工科</td> <td>林業技術科</td> <td>園芸経営科</td> </tr> <tr> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> </tr> <tr> <td>一一四人</td> <td colspan="3">二四〇人</td> </tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>家庭学</td> <td>農業学</td> </tr> </table>	農業学科				生活科学科	木材加工科	林業技術科	園芸経営科	三年	三年	三年	三年	一一四人	二四〇人			家庭学	農業学
	六〇人	〇〇人																																														
二〇〇人	三三〇人																																															
科	科				科																																											
生活デザイン科	環境科学科	森林科学科	園芸科学科	生活科学科	木材加工科																																											
三年	三年	三年	三年	三年	三年																																											
四〇人	八〇人			七六人	一六〇人																																											
農業学科																																																
生活科学科	木材加工科	林業技術科	園芸経営科																																													
三年	三年	三年	三年																																													
一一四人	二四〇人																																															
家庭学	農業学																																															

別表の二の表鳥取盲学校の項及び鳥取聾学校の項中「三三二人」を「三三三人」に、「二六六人」を「二七四人」に改め、同表鳥取養護学校の項中「三二人」を「三三三人」に改め、同表白兔養護学校の項及び倉吉養護学校の項中「五九人」を「六六人」に改め、同表皆生養護	<table border="1"> <tr> <td>日野高等学校</td> <td>全日制課程</td> <td>総合学科</td> <td>三年</td> <td>一六〇人</td> <td>黒坂校舎 日野郡日野町黒坂一〇七 根雨校舎 日野郡日野町根雨三二〇</td> </tr> </table>	日野高等学校	全日制課程	総合学科	三年	一六〇人	黒坂校舎 日野郡日野町黒坂一〇七 根雨校舎 日野郡日野町根雨三二〇	<table border="1"> <tr> <td>二二〇人</td> <td>一一四人</td> </tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>八〇人</td> <td>七六人</td> </tr> </table> に改め、同項の次に次のように加える。	二二〇人	一一四人	八〇人	七六人	等学校の項中「三六〇人」を「二四〇人」に改め、同表日野産業技術高等学校の項中	産業技術高等学校の項中 <table border="1"> <tr> <td>九〇人</td> <td>九〇人</td> </tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>九〇人</td> <td>六〇人</td> </tr> </table> に改め、同表根雨高	九〇人	九〇人	九〇人	六〇人	<table border="1"> <tr> <td>六〇人</td> <td>二〇人</td> </tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>総合学科</td> <td>三年</td> <td>四八〇人</td> </tr> </table> に改め、同表淀江	六〇人	二〇人	総合学科	三年	四八〇人	四〇人」に改め、同表米子高等学校の項中 <table border="1"> <tr> <td>普通学科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>三年</td> <td>三年</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>一</td> </tr> </table>	普通学科	普通科	三年	三年	三	一
	日野高等学校	全日制課程	総合学科	三年	一六〇人	黒坂校舎 日野郡日野町黒坂一〇七 根雨校舎 日野郡日野町根雨三二〇																									
二二〇人	一一四人																														
八〇人	七六人																														
九〇人	九〇人																														
九〇人	六〇人																														
六〇人	二〇人																														
総合学科	三年	四八〇人																													
普通学科	普通科																														
三年	三年																														
三	一																														

学校の項中「四八人」を「五一一人」に改め、同表米子養護学校の項中「五九人」を「六六人」に改める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成十一年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 全日制課程
平成十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	四〇〇人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	四〇〇人
	家庭学科	家庭科学科	八〇人
	商業学科	商業科	一二〇人
	国際経済科	国際経済科	四〇人
	情報管理科	情報管理科	八〇人
	英語学科	英語科	八〇人
	電子機械科	電子機械科	三八人
	機械システム科	機械システム科	三八人
鳥取工業高等学校	工業学科	電気科	三八人

青谷高等学校	総合学科	家庭学科	生活デザイン科	一六〇人
智頭農林高等学校	農業学科	環境科学科	森林科学科	八〇人
	理数学科	園芸科学科	理数科	四〇人
八頭高等学校	国際英語学科	国際英語科	国際英語科	四〇人
	普通学科	普通科	普通科	二八〇人。 ただし、総合コース二四〇人、体育コース四〇人とする。
岩美高等学校	普通学科	普通科	普通科	一六〇人。 ただし、文理コース八〇人、情報ビジネスコース、健康福祉コース各四〇人とする。
鳥取農業高等学校	農業学科	生活科学科	食品産業科	三八人
		緑地園芸科	生産流通科	三八人
鳥取西工業高等学校	工業学科	建設システム科	情報電子科	三八人
		電気科	電子機械科	三八人
		化学技術科	建築科	三八人
		情報技術科	情報技術科	三八人

米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碕高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校
総合	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科	家庭学科	商業学科	農業学科	普通学科
流通経済科	生活文化科	普通科	普通科	普通科	環境建設科	化学応用科	情報技術科	電気科	機械科
四〇人	一六〇人	四〇人	三三〇人	三六〇人	二二〇人。 ただし、そのうち四〇人は 体育コースとする。	三八人	三八人	三八人	三八人
			ただし、文理コース、情報 ビジネスコース、健康スポー ツコース各四〇人とする。	二二〇人。 ただし、そのうち四〇人は 体育コースとする。	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人
								八〇人	二〇〇人
									二四〇人

鳥取西高等学校	高等学校名	普通学科	学科名	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取西高等学校	普通学科	普通科	四〇人
	日野高等学校	総合	建築科	一六〇人
	境港工業高等学校	工業学科	電子情報科	三八人
	境水産高等学校	水産学科	電子電気科	三八人
	境高等学校	家庭学科	電子機械科	三八人
	淀江産業技術高等学校	普通学科	食品経済科	三八人
		家庭学科	情報通信科	三八人
		普通学科	海洋工学科	六〇人
		家庭学科	家庭科学科	四〇人
		農業学科	普通科	二四〇人
		家庭学科	食物調理科	四〇人
	米子工業高等学校	工業学科	生産工学科	三〇人
		工業学科	材料化学科	三八人
		工業学科	土木科	三八人
		工業学科	情報電子科	三八人
		工業学科	電気科	三八人
		工業学科	電子機械科	三八人
	米子南商業高等学校	商業学科	情報システム科	八〇人
		商業学科	会計情報科	八〇人

三 通信制課程			
高等学校名	学 科	募 集 生 徒 数	
鳥取西高等学校	普通学科	約一〇〇人	鳥取農業高等学校 美和分校 農業学科 産業基礎科 生活科学科 三 八 人
米子東高等学校	普通学科	約一〇〇人	
(通信制課程 計)			一五八人

三 通信制課程			
高等学校名	学 科	募 集 生 徒 数	
鳥取西高等学校	普通学科	約一〇〇人	鳥取農業高等学校 美和分校 農業学科 産業基礎科 生活科学科 三 八 人
米子東高等学校	普通学科	約一〇〇人	
(通信制課程 計)			一五八人

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

課長補佐（総務課又はするものに限る。） に、 教育委員会事務局 教育長 次長	課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） を 課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） に、 保 育 所 所長
--	---

別表の4の表中

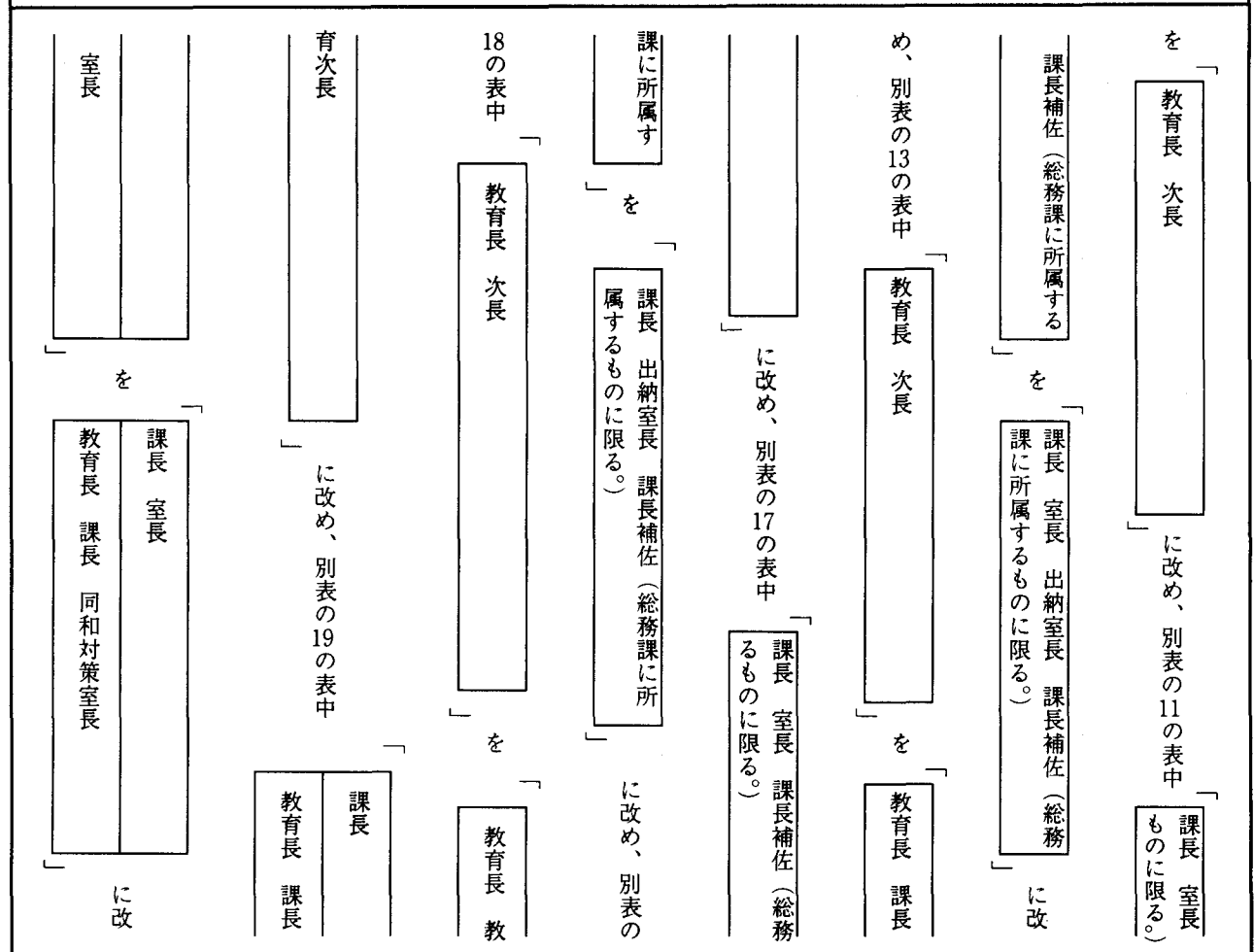
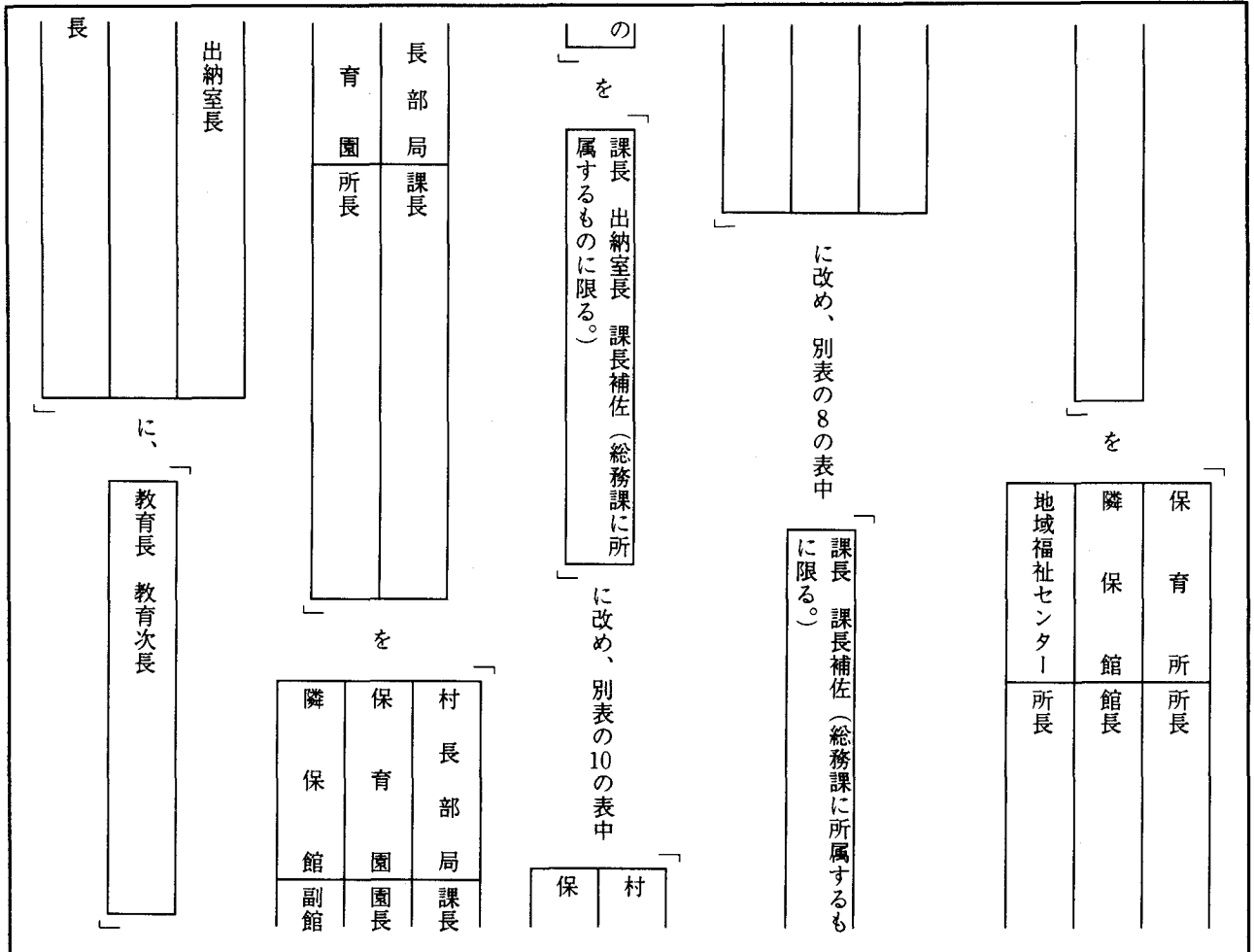
保健センター 事務長 病 院 院長 副院長 事務長 薬剤長 看護科 長 教育委員会事務局 教育長 次長 課長	課長 室長 を 課長 に改め、別表の7の表中 課長 出納室長 総務係長
--	---

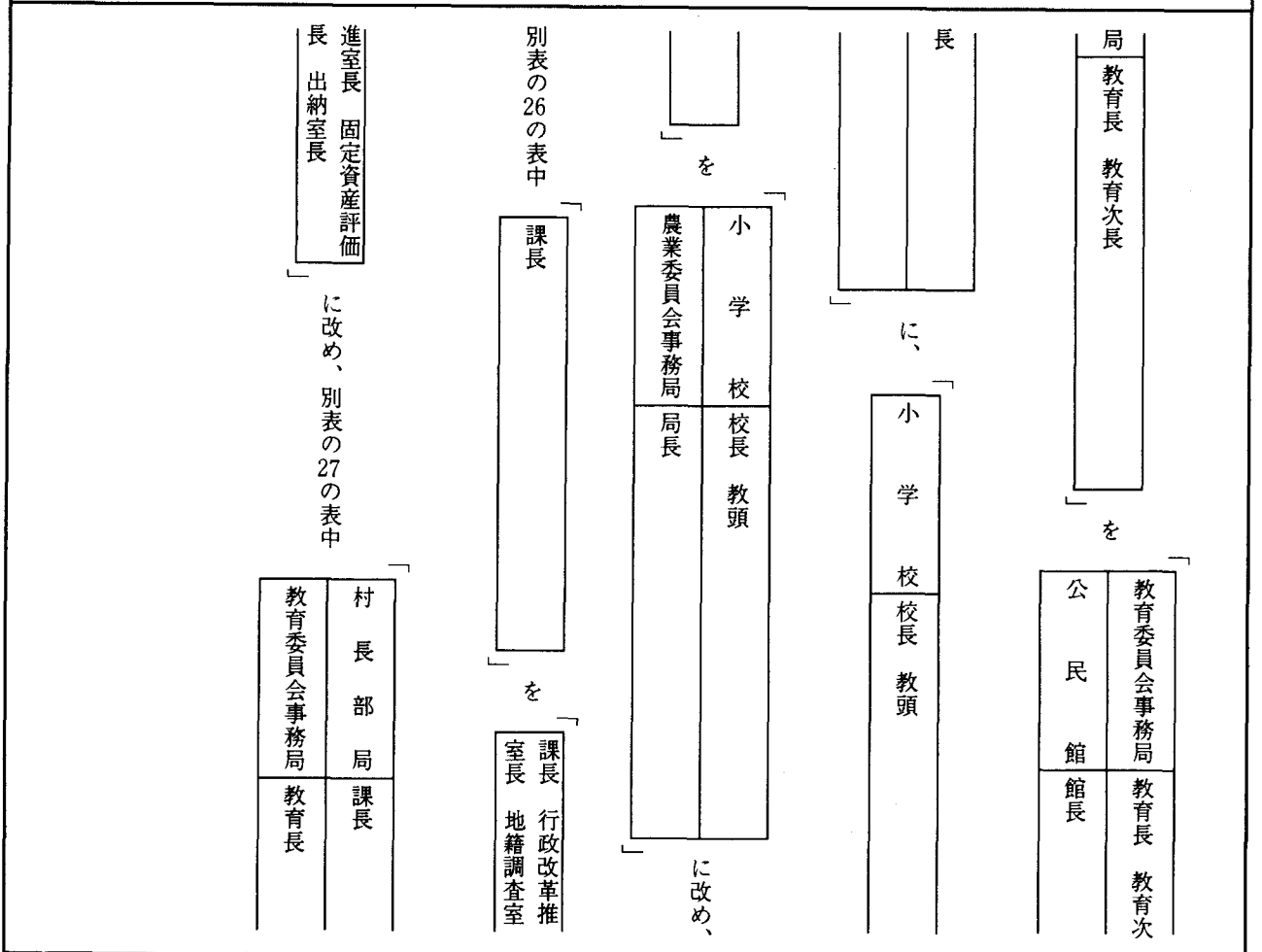
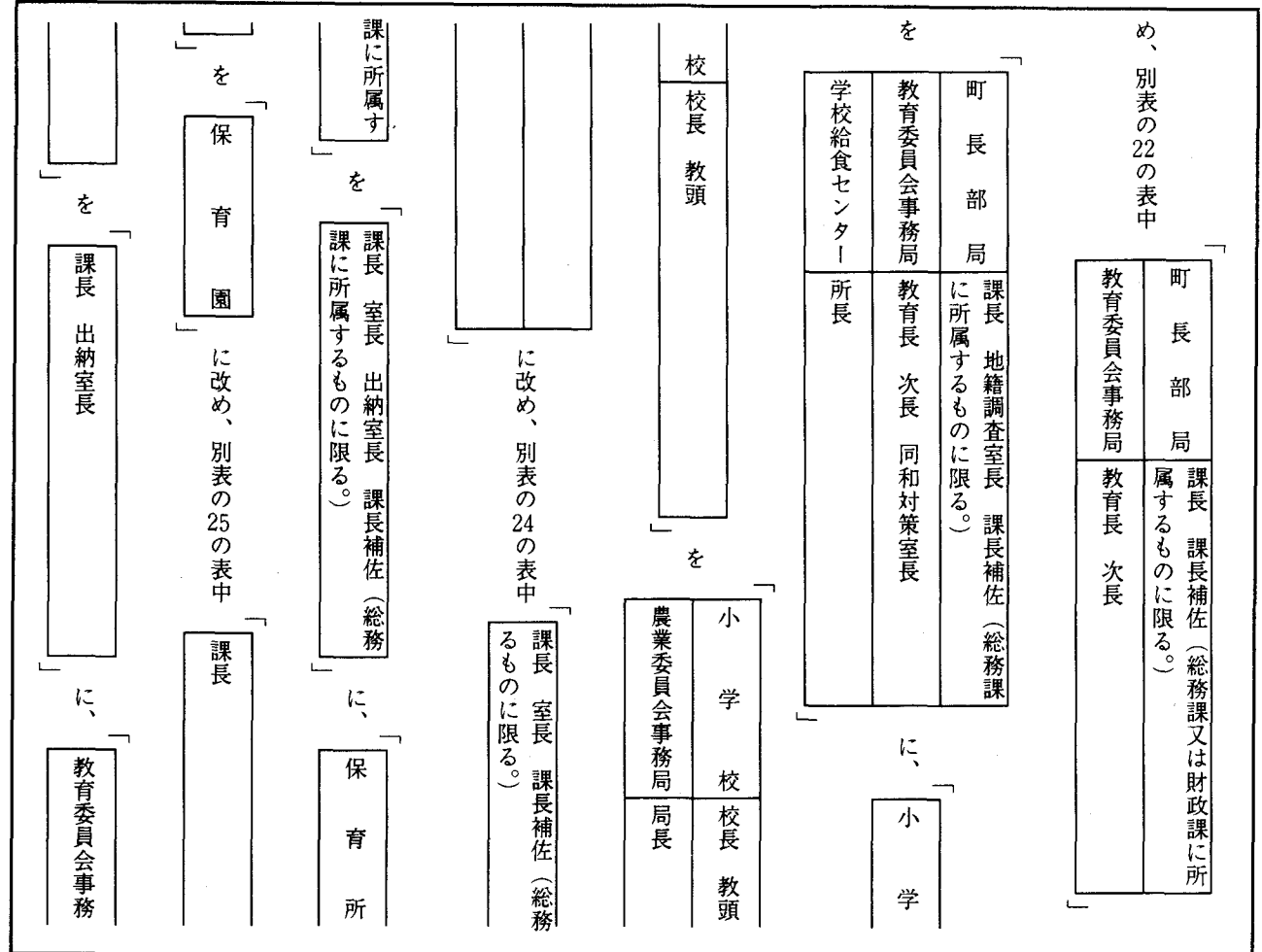
別表の7の表中

課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） に、 保 育 所 所長	課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） を 課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） に、 保 育 所 所長
--	---

別表の7の表中

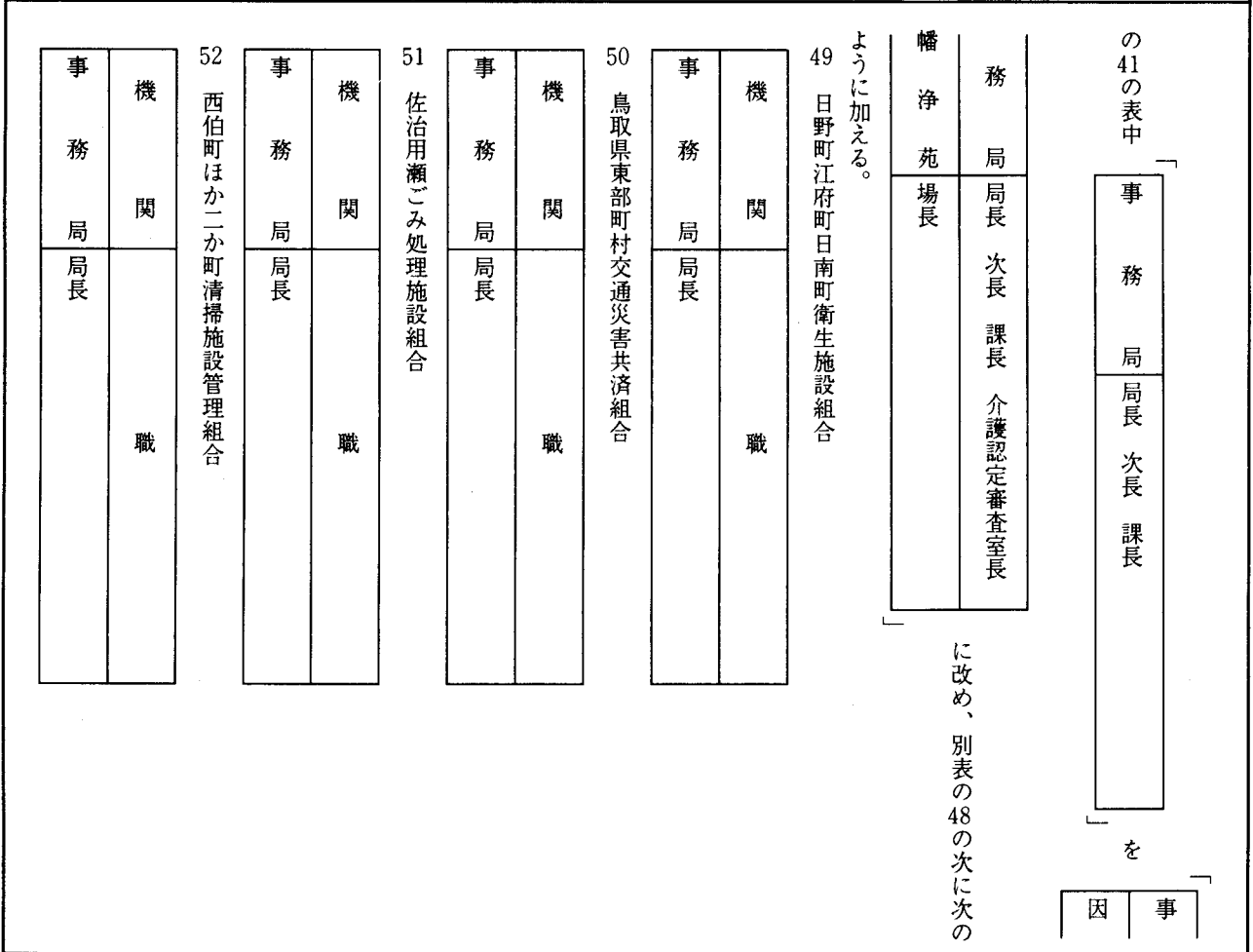
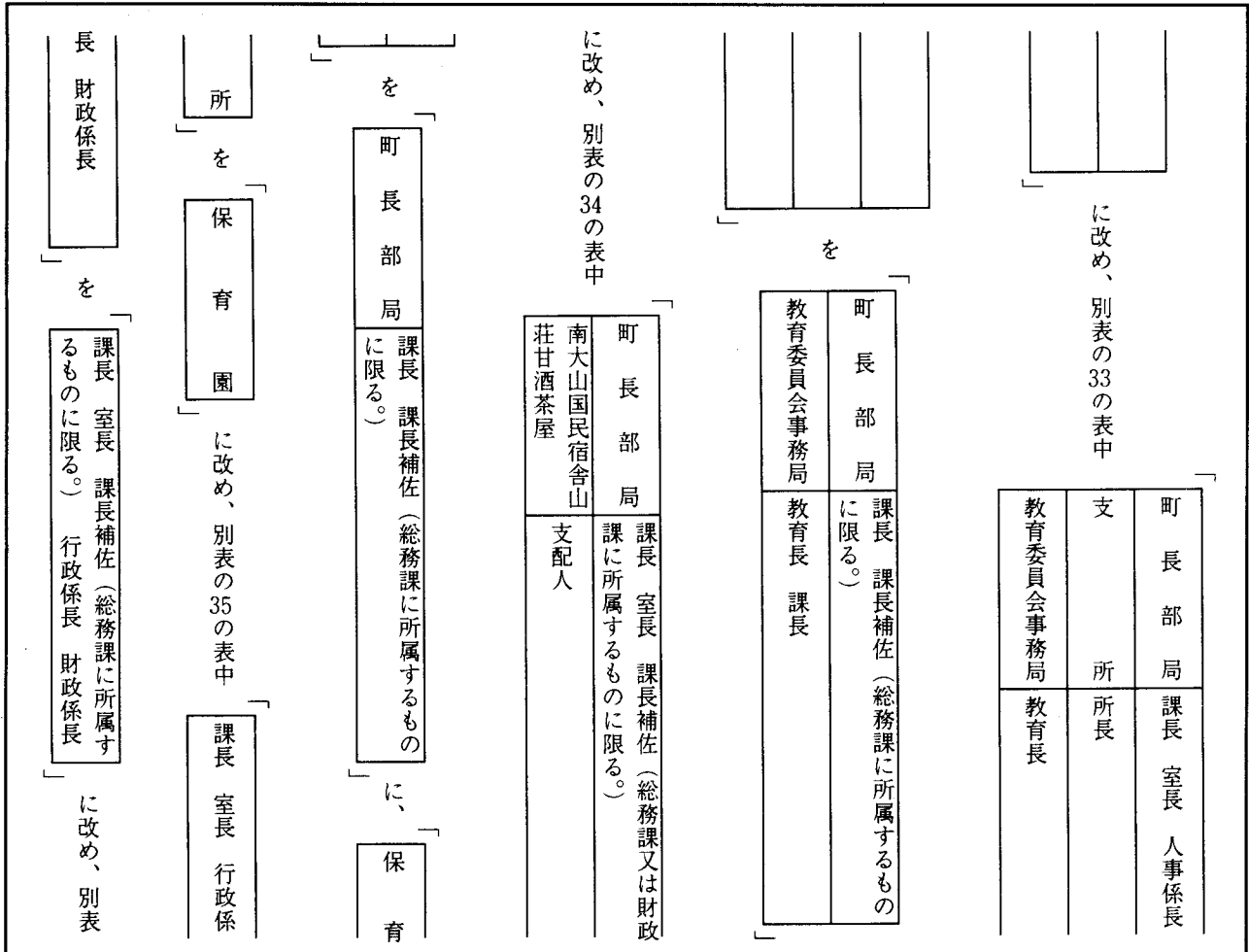
課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） に、 保 育 所 所長	課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） を 課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） に、 保 育 所 所長
--	---





<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">所</td><td style="text-align: center;">局</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">所長</td><td style="text-align: center;">課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)</td></tr> </table>	所	局	所長	課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">課長 出納室長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">に改め、別表の28の表中</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">課長 室長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">公民館</td><td style="text-align: center;">公民館長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td><td style="text-align: center;">教育長 課長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">児童館</td><td style="text-align: center;">館長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">保育所</td><td style="text-align: center;">所長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">村長部局</td><td style="text-align: center;">課長 出納室長</td></tr> </table>	公民館	公民館長	教育委員会事務局	教育長 課長	児童館	館長	保育所	所長	村長部局	課長 出納室長
所	局																		
所長	課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)																		
公民館	公民館長																		
教育委員会事務局	教育長 課長																		
児童館	館長																		
保育所	所長																		
村長部局	課長 出納室長																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">に改め、別表の29の表中</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">町長部局</td><td style="text-align: center;">課長 室長 るものに限</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">出張</td><td style="text-align: center;">町長部</td></tr> </table>	町長部局	課長 室長 るものに限	出張	町長部										
町長部局	課長 室長 るものに限																		
出張	町長部																		

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">頭</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">館長</td><td style="text-align: center;">館長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">事務局</td><td style="text-align: center;">教育長 課長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">所</td><td style="text-align: center;">所長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">部局</td><td style="text-align: center;">課長 出納室長</td></tr> </table>	館長	館長	事務局	教育長 課長	所	所長	部局	課長 出納室長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表中</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">町長部局</td><td style="text-align: center;">課長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td><td style="text-align: center;">教育長</td></tr> </table>	町長部局	課長	教育委員会事務局	教育長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">に改め、別表の30の表中</div>
館長	館長																
事務局	教育長 課長																
所	所長																
部局	課長 出納室長																
町長部局	課長																
教育委員会事務局	教育長																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">に、</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">を</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">に改め、別表の31の</div>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">農業委員会事務局</td><td style="text-align: center;">局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">小学校</td><td style="text-align: center;">校長 教頭</td></tr> </table>	農業委員会事務局	局長	小学校	校長 教頭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">小学校</td><td style="text-align: center;">校長 教</td></tr> </table>	小学校	校長 教	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">公民</td><td style="text-align: center;">教育委員会</td><td style="text-align: center;">保育</td><td style="text-align: center;">町長</td></tr> </table>	公民	教育委員会	保育	町長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">課長 室長</div>				
農業委員会事務局	局長																
小学校	校長 教頭																
小学校	校長 教																
公民	教育委員会	保育	町長														



別表の備考3中「財政課」を「企画財政課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成11年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験の期日
平成11年10月6日（水）及び7日（木）
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
 - (2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政（生活を含む。）についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農 業 経 営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土 壤肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜 産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経 済 農村社会学 統計学及び情報処理
生活 経 営	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食 品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生 活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福 祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報 処理	

- (3) 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。
 - (4) 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあつては3項目を、論文試験にあつては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができない。
 - (5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
- 4 受験資格
- 試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。
- なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の課程の区分に応じ、同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

課 程	履 修 科 目
生 物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壌学 統計学
化 学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化学 食品化学 微生物学 生理学 統計学
機 械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 電気工学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土 木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材料学 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建 築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保 健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健学 保健管理学 人類生態学 統計学
法 律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学
経 済	経済原論 経済政策 金融論 会計学 経営学 農業経済学 地域経済論 統計学
経 営	経営学原理 会計学 簿記 マーケティング論 生産管理論 経済原論 経済政策 統計学
社 会	社会学原理 農村社会学 産業社会学 社会心理学 社会調査 家族社会学 地域社会学 統計学
教 育	教育原理 教育心理学 教科教育法 教育史 発達心理学 青年心理学

5 受験願書の受付期間
平成11年7月1日(木)から同月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、平成11年7月30日(金)までの消印のあるものに限りに受け付ける。

- 6 受験願書の提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課
- 7 受験願書の添付種類
ア 履歴書
イ 受験資格を有することを証明する書類
ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)
エ 受験手数料及び納付方法
- 8 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。
- 9 既納の手数料は、還付しない。
- 9 合格者の発表
試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表することともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。
- 10 その他
(1) 試験に不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。
(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課(電話 0857-26-7274)に照会すること。

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成11年 6月25日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期日 平成11年 7月 9日（金）午後2時</p> <p>2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 9階第27会議室</p> <p>3 件名 県道東伯岡金線改築工事（東伯郡関金町大字関金宿地内）及びこれに伴う附帯工事</p>	<p>警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成11年 6月25日</p> <p>鳥取県公安委員会委員長 上 田 務</p> <p>1 検定の種別及び級 交通誘導警備 2級</p> <p>2 実施日時 平成11年10月2日（土）午前9時から午後5時まで</p> <p>3 実施場所</p>	<p>東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場</p> <p>4 検定の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること</p> <p>エ 事故の発生時における応急の措置に関すること</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること</p> <p>イ 事故の発生時における応急の措置に関すること</p> <p>5 受検資格</p> <p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるもの</p> <p>(2) 平成11年10月2日現在満18歳以上であること</p> <p>(3) 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと</p> <p>(4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者にあつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること</p> <p>6 検定申請書の受付期間 平成11年 8月 2日（月）から同月30日（月）まで</p> <p>7 検定申請書の提出先</p> <p>(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署</p> <p>(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。</p> <p>8 検定申請書の提出部数等 検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。</p>
--	---	--

- (1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- (2) 警備業法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書
- (3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- (4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面（所定の様式によること。）
- 9 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
 - (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話 0857-23-0111）にすること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 県立鳥取養護学校体育館等増築工事
- (2) 工事場所 鳥取市江津
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、県立鳥取養護学校の体育館及び各種実習室を一棟として建築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

鉄筋コンクリート造2階建	建築面積	655.879㎡
	延べ床面積	1,218.004㎡

- (5) 工期 平成11年7月から平成12年3月20日まで
- (6) 予定価格 315,997,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- (4) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建築工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格のうち、一級建築工事のA級に係るにもを有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

<p>(6) 平成11年6月25日(金)から同年7月5日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(7) 平成11年4月1日(木)から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(9) 平成2年度以降に工事が完了し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一棟の延べ床面積が500㎡以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建築施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年6月25日(金)から同年7月5日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p>	<p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されずとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。</p>
--	---

平成十一年六月十一日付鳥取県告示第四百三三号（土地改良区の役員の就退任について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤
五 下 六 淀江字田川土地改良区 正
淀江字田川地区土地改良区

正 誤